

総論



I 趣旨

今日、健康に対する関心が高まり、健康づくりに熱心に取り組む人が増える一方、生活習慣の変化による不適切な食習慣、運動不足などによる健康に影響を及ぼすリスクの増大、家庭・地域社会における関係の希薄化や社会・経済構造の変化等に伴うストレスやこころの病が増加しています。

健康づくりは生涯を通じて行うことが重要であり、子どもから高齢者までの各ライフステージにおいて、年齢に応じた健康づくりに自ら率先して取り組むとともに、障害のある人や自ら行うことが困難な人などが取り組むことができるよう支援が必要です。特に、個人の取組をより一層進めるためには、地域や社会の絆、職場の支援などにより相互に支えあうことが重要であり、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる構成員が相互に連携して支援する体制を整備することが不可欠です。

さらに、近年、大規模災害等県民の生命の安全と健康を脅かす事態が全国的に頻発しており、これらへの日頃からの備えが求められています。

また、国においても、このほど健康日本21を全部改正し、健康日本21（第2次）として健康寿命^{※1}の延伸と健康格差^{※2}の縮小の実現に向けた新たな基本方針が示されたところです。（平成24年7月10日厚生労働省告示第四百三十号「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」）

このような背景を踏まえ、平成24年3月に「県民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活をおくる社会の実現」を基本理念として、健康づくり推進条例第8条に基づき策定した兵庫県健康づくり推進プラン（以下「推進プラン」という。）に定める基本的な目標・方針に沿って「生活習慣病予防等の健康づくり」、「歯及び口腔の健康づくり」、「こころの健康づくり」、「健康危機における健康確保対策」に関する具体的な施策や数値目標等を定める実施計画を策定し、県民の健康づくりを推進します。

なお、本県は南北に長い県域を持ち、年齢構成、人口密度をはじめ、産業や文化、医療資源などが地域ごとに違いがあることから、健康格差が生じることのないように、地域ごとの健康課題を踏まえて地域住民の健康づくりのきめ細やかな支援に取り組むため、圏域版の実施計画を策定し、圏域の重点的取組事項や健康に関する指標等を定めることとします。

健康寿命

単に寿命を延ばすのではなく、生活の質を重視する考え方に基づき、世界保健機関（WHO）が2000年に「健康寿命」という新しい指標を提唱しています。

「健康寿命」は、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）をいいます。

II 健康増進計画の進捗状況

本県では、これまで昭和 60 年の「兵庫県民健康憲章」の制定をはじめ、平成 12 年の「ひょうご健康づくり県民行動指標」の策定、平成 13 年の「健康増進計画」の策定及びその目標達成に向けて、県民運動と行政施策の両輪で推進を図る「健康ひょうご 21 大作戦」の開始など、県民の健康づくりを推進してきました。（参考資料 P178 参照）

その後、平成 20 年度に健診機会をとらえて生活習慣の改善を目指す、内臓脂肪症候群の概念を導入した特定健診・特定保健指導を契機に「健康増進計画」を改定したほか、平成 23 年 4 月に「健康づくり推進条例」を施行、平成 24 年 3 月には条例に基づく基本計画である推進プランを策定し、健康づくりの取組を強化してきました。

平成 24 年度に終期を迎える「健康増進計画」の進捗状況は、10 分野 150 指標のうち、県データで計画策定時の値と直近の値の比較が可能な 110 指標では、目標値を達成した項目は「意識的に運動を心がけている人の増加（男性）」、「喫煙率を下げる（男性）」など 12 指標（10.9%）、目標値に達していないが改善傾向にある項目は「食塩摂取量の減少」など 63 指標（57.3%）、改善が見られない項目は「日常生活における歩数の増加（女性）」、「朝食を欠食する人の減少」など 35 指標（31.8%）となっています。（P119 図表参照）

また、導入された特定健診の受診率は、目標値 70%に対し直近値は 44.2% と目標を大きく下回っており、健診受診率向上や生活習慣の更なる改善を強力に進める必要があります。（P130 図表参照）

III 策定の視点

この計画は、I 趣旨、II 健康増進計画の進捗状況を踏まえ、次の 4 つの視点で策定します。

1 ライフステージ別に健康づくりに必要な取組の充実

県民が生涯にわたり自立した日常生活を営むことを目指し、各ライフステージにおける健康の状況や健康課題を明らかにするとともに、健康状態に応じた心身機能の維持及び向上のための個人の取組を示します。なお、母子保健については、これまで「兵庫県保健医療計画」に記載し、「ひょうご子ども未来プラン」における少子対策と一体的に取り組んできましたが、思春期における健康問題や親子のこころの問題など、ライフステージを通じてきめ細やかに取り組むべき課題に的確に対応するため、「健康づくり推進実施計画」において、特に注意を要するステージとして胎児期を含めた妊娠婦期、学齢期をライフステージに盛り込みました。

また、指標については、「健康日本 21（第 2 次）」で定める指標のうち圈域分の数値の把握が可能なものや、その他計画の進捗状況を確認するために県が独自に数値の把握を行うものを設定しました。

2 民間企業との協働による健康づくりの仕組みの構築など社会環境の整備

個人は、家庭、学校、地域、職場等の中で日常生活を営むことから、個人の健康は、生活する社会環境の影響を受けます。その中でも、中小企業等の従業員や家族をはじめとした、いわゆる「働き盛り世代」の健康づくりの取組が遅れています。本県では、これまで「健康ひょうご 21 大作戦」の中で、行政機関、学校、地域団体、医療関係団体、民間企業、N P O などによる支援の枠組みを形成し、個人の健康づくりを支援してきましたが、今後は民間企業の取組を一層促進する仕組みに再編し、働き盛り世代の健康づくりを促進します。

3 健康寿命の延伸

県民に、各ライフステージにおいて立ち向かうべき健康課題を周知し、心身機能の維持向上をはじめとした健康づくりに率先して取り組んでいただくとともに、社会全体で個人の健康づくりを支援する取組を充実強化することの両輪で、県民の健康寿命の延伸を目指します。

4 健康危機の種類別に必要な取組の推進

阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災などの大規模地震をはじめ、水害や原子力災害、腸管出血性大腸菌^{オーストリアー}O157 のまん延などの重大かつ大規模な食中毒、新型インフルエンザなどの新興感染症の流行など多種多様な健康危機が発生し、県民の健康を脅かしていることから、大規模災害による二次的な健康被害の予防や集団食中毒、感染症の発生予防・拡大防止などに取り組みます。

IV 位置づけ

健康づくり推進条例第 9 条の規定に基づき、推進プランに則した健康づくりの推進に関する施策の実施に関する計画です。

また、この計画は健康増進法第 8 条に基づき都道府県が策定する本県の「都道府県健康増進計画」としての位置づけを併せ持ちます。

V 他計画等との位置づけ

この計画は「21世紀兵庫長期ビジョン」、「少子高齢社会福祉ビジョン」、「兵庫県スポーツ推進計画」、「兵庫県保健医療計画」、「兵庫県がん対策推進計画」、「新ひょうご子ども未来プラン」等、関連する計画等と整合性を図り策定します。

VI 計画期間

この計画の期間は平成25年度から平成29年度までの5年間とします。ただし、計画の変更が必要となった場合には、「健康づくり審議会」の意見を聴いて見直しを行います。

VII 基本項目

健康寿命の延伸に向けた、県民の健康づくりを支え・促進する社会環境整備の充実

本計画は、県民の健康寿命の延伸を目指し、推進プランに掲げる「生活習慣病予防等の健康づくり」、「歯及び口腔^{くう}の健康づくり」、「こころの健康づくり」、「健康危機における健康確保対策」の4つの分野で、具体的な目標や推進方策を明らかにして、主な推進施策や各主体の役割を示すものですが、個人の健康づくりを支援する社会を構築するためには、「①現在ある社会資源を健康づくりに有効に活用する、または社会資源を増やす」、「②個人の健康づくりを支援する地域団体や企業などの機関間の連携を強化し、健康づくりの支援の内容を高める」、「③健康づくりを支援する人材を育成し、支援内容を高め、量を増やす」など県民を取り巻く社会環境を整備・充実させる必要があります。これら社会環境の整備・充実は、4つの分野に共通する課題であることから、本計画の基本項目に「健康づくりを支援する社会資源の充実」、「個人の健康づくりを支援する機関間の連携」、「支援する人材の育成」などを掲げ、取組を進めます。

(1) 現状

ア 健康に関する主な指標

本県の平均寿命（平成22年）は、男性79.59歳、女性86.14歳で、全国平均とほぼ同水準であり、健康寿命は、男性78.47年（最も長い都道府県との格差0.99年）、女性83.19年（最も長い都道府県との格差0.85年）と健康寿命の最も長い都道府県と約1年の格差が生じています。（注：厚生労働省が示す算定プログラムに準じ、平成21～23年度の市町介護保険情報を利用し、本県が独自に算出）（P119、P120図表参照）

また、主要死因別死亡率は、近年、脳血管疾患が減少し、悪性新生物（がん）が増加、心疾患、肺炎が微増しており、平成20年から悪性新生物、心疾患、肺炎の順となっています。男女別年齢調整死亡率については、男女ともに悪性新生物、不慮の事故、肝疾患が全国値よりも高く、男性では慢性閉塞性肺疾患、女性では自殺、老衰、腎不全、肺炎、糖尿病が全国値よりも高くなっています。（「平成22年都道府県別年齢調整死亡率」）死因別SMR（標準化死亡比）では、脳血管疾患は男女とも低いが、悪性新生物、急性心筋梗塞、肝疾患は男女とも高く、腎不全では女性が高い状況にあります。（P120図表参照）

さらに、県民の健康感は、「よい」、「まあよい」が24.2%、「ふつう」が36.0%、「あまりよくない」が12.2%、「よくない」が2.3%という状況です。（平成23年度兵庫県健康づくり実態調査結果）

イ 個人の健康づくりを取り巻く主な社会資源の状況

健康づくりの県民運動「健康ひょうご21県民運動」の構成団体は、1,058団体（平成24年4月1日現在）で、活動実績は延べ13,216件（平成23年度）となっています。

また、気軽に健康づくりに取り組むための支援として、個々人に応じた健康づくりのプラン（「健康マイプラン」）を持つことを推進する「健康増進プログラム※³」、「e－チェックプログラム※⁴」の提供を行っており、平成23年度末1,847,122人に達しています。このほか、勤労者のための運動施設の整備支援や「ひょうご“食の健康”運動」に賛同し、食の健康運動のPRや健康メニューの提供などを行う「食の健康協力店」は、年々増加して、平成23年度は6,692店舗となっています。（P121図表参照）

施設における受動喫煙防止対策では、平成16年3月に策定した受動喫煙防止対策指針で、たばこの煙による健康被害を防止するため、目標を設定して施策を講じてきましたが、県民が利用する対象施設すべてで改善傾向がみられたものの、特に飲食店、宿泊施設が低調な状況にありました。（P122図表参照）このため、「受動喫煙の防止等に関する条例」（平成24年3月）を制定し、この条例に基づき、施設における受動喫煙防止対策を強化しています。

労働者の健康管理を行う産業医の配置状況は、専属、嘱託・非常勤を合わせて90.0%と高くなっていますが、産業医選任義務がなく経済的余裕のない従業員50人未満の事業場では、産業医がいないところが62.9%、また、メンタルヘルス対策としての精神科医の配置は11.0%、カウンセラーも3割にとどまっています。（兵庫産業保健推進センター「平成22年度産業保健調査研究報告書」）（P122図表参照）

さらに、身近に医療や相談を受けられる場を持つ人の状況は、かかりつけ医^{※5}を持っている人が65.1%（平成24年度「美しい兵庫指標」県民アンケート）、かかりつけ歯科医^{※6}を持っている人が70.0%（平成23年度兵庫県健康づくり実態調査）となっています。（P123図表参照）

また、健康や介護に不安を持つ高齢者や子育て中の親子に対するアドバイスを行う「健康・介護まちかど相談薬局」が615軒（平成23年度：県薬剤師会調）、健康相談などを行う「まちの保健室」が585箇所（平成23年度：県健康増進課調）設置されています。

ウ 健康づくりを支援する機関間の連携及び人材の育成

本県では、地域・職域連携の会議等を開催し、学校保健、地域住民を対象とする地域保健と労働者を対象とした職域保健が連携・協働し、県民が生涯を通じ質の高い保健サービスを継続的に受けることができるよう、情報の共有や実施事業の調整を進めています。また、保健・医療・福祉・教育・労働・警察等の関係者による精神保健福祉連絡会等の支援体制の検討をはじめ、かかりつけ医と精神科医・アルコール専門医療機関との連携、産科・小児科・行政等の連携による養育支援ネット^{※7}の活用、医科歯科連携のための研修の開催など保健医療福祉が連携した取組を進めています。

また、健診や相談指導等健康づくりを担当する専門職の資質向上のための研修や健康づくり推進員^{※8}等の養成に取り組んでいます。

しかしながら、県民の健康づくりを継続的・効果的に支援するためには、関係機関間の連携及び専門職や健康づくり推進員をはじめとしたボランティア等人材の育成に一層取組の充実を図る必要があります。

〔実施している機関間の連携〕

分野	連携
生活習慣病予防等の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と専門医の連携 ・健康スポーツ医と地域保健関係者の連携 ・医療機関と地域保健関係者の連携 ・学校保健と医療機関、地域保健関係者の連携 ・地域産業保健センター・兵庫産業保健推進センター、産業医と地域保健関係者の連携 ・地域・職域連携推進協議会、圏域健康福祉推進協議会の開催 ・保険者協議会の開催 ・医科歯科連携に関する研修の実施 ・地域医療連携パス^{※9}（脳卒中、糖尿病、がん）の推進等
歯及び口腔 ^{こう} の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健と医療機関、地域保健関係者の連携 ・医科歯科連携に関する研修の実施 ・地域医療連携パス（脳卒中、糖尿病、がん）の推進 等
こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保健と医療が連携した養育支援ネットの推進 ・学校保健と医療機関、地域保健関係者の連携 ・地域産業保健センター・兵庫産業保健推進センター、産業医と地域保健関係者の連携 ・内科・外科等のかかりつけ医・産業医と精神科、アルコール専門治療機関との連携 ・兵庫県音楽療法士・園芸療法士との連携 ・地域の保健・医療・福祉・教育・労働・警察等の関係者による精神保健連絡会等支援体制の検討 等
健康危機における健康確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅人工呼吸器装着難病患者や在宅人工透析患者等医療ニーズの高い方への地域保健と医療機関等との連携による対応 ・医療機関と地域保健関係者、福祉関係者の連携 等

〔実施している人材の育成〕

分野	人材育成
生活習慣病予防等の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導、がん検診担当者への研修 ・運動指導、栄養指導担当者への研修 ・産業保健指導スタッフに対する研修 ・健康づくり推進員等への研修 ・いざみ会リーダーの養成、研修 ・愛育班員に対する研修 ・地域組織育成者研修 ・まちの保健室ボランティアナース養成研修 等
歯及び口腔 ^{こう} の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・医科歯科連携の推進に関する研修 ・心身障害者（児）等を対象とした歯科治療・保健指導従事者への研修 ・8020運動^{はちまるにいまる}推進員への研修 等

こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診従事者への研修 ・発達障害児の早期支援のための医師、保健師、保育士等への研修 ・うつ病、アルコール依存症、認知症ケアに関する研修 ・産業保健指導スタッフに対する研修 ・健康づくり推進員等への研修 ・認知症見守り人材の養成 等
健康危機における健康確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の健康支援等に関する研修 ・食品衛生にかかる人材の資質向上研修 等

(2) 課題

個人の健康づくりを社会全体で支援するための社会資源の充実、関係機関等の連携強化、人材育成の充実

(3) 推進方策

個人の健康づくりは、幼児期からの遊びや食育体験、学齢期からの喫煙防止や好ましい生活習慣の習得、成人期の生活習慣の改善など、ライフステージを通じて取り組ますが、個人の取組には自ずと限界があるため、関係機関等との連携強化や支援する人材の育成の充実、地域資源の効果的な活用などにより、個人の健康づくりを社会全体で支援する体制の整備・充実により一層取り組みます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
健康寿命の延伸 (日常生活動作が自立している期間の平均の延伸)	男性 78.47 年 女性 83.19 年 (厚生労働省算定プログラム 準拠: 平成 21~23 年度)	1 年延伸
健康ひょうご 21 県民運動参画団体による活動件数の増加	13,216 件 (平成 23 年度実績数)	14,500 件
食の健康協力店の増加	店舗数： 6,692 店舗 (平成 23 年度健康増進課調)	8,000 店舗 (平成 28 年度)
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加(管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合)	62.1% (平成 23 年度衛生行政報告例)	65%
かかりつけ医をもつ人の割合の増加	65.1% (平成 24 年度「美しい兵庫指標」県民アンケート)	70%*
かかりつけ歯科医をもつ人の割合の増加	70.0% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)	84%

総 論

健康・介護まちかど相談薬局の設置数の増加	615軒 (平成23年度薬剤師会調)	800軒
まちの保健室の設置数の増加	585箇所 (平成23年度健康増進課調)	635箇所
栄養ケアステーション ^{※10} の設置数の増加	1箇所 (平成23年度健康増進課調)	60箇所
受動喫煙の防止等に関する条例に基づく受動喫煙対策の推進	<p>[敷地内禁煙] 教育機関(幼稚園・小学校・中学校・高校) : 79.9%(97.5%^{※※})</p> <p>[建物内禁煙] 官公庁: 87.8%^{****} 医療機関: 79.4% 教育機関(大学・専門学校) : 87.4%</p> <p>[建物内禁煙又は区域分煙措置] 交通機関: 34.7% 運動施設: 84.8% 文化施設: 83.6% 飲食店: 19.6%</p> <p>宿泊施設: 17.1% (平成20年度受動喫煙防止対策実施状況調査)</p>	<p>[敷地内禁煙] 教育機関(幼稚園・小学校・中学校・高校) : 100%</p> <p>[建物内禁煙] 官公庁: 100% 医療機関: 100% 教育機関(大学・専修学校) : 100%</p> <p>[建物内禁煙又は区域分煙措置] 交通機関: 100% 運動施設: 100% 文化施設: 100% 飲食店(客室100m²超): 100% 宿泊施設(プロントロビー100m²超): 100%</p>

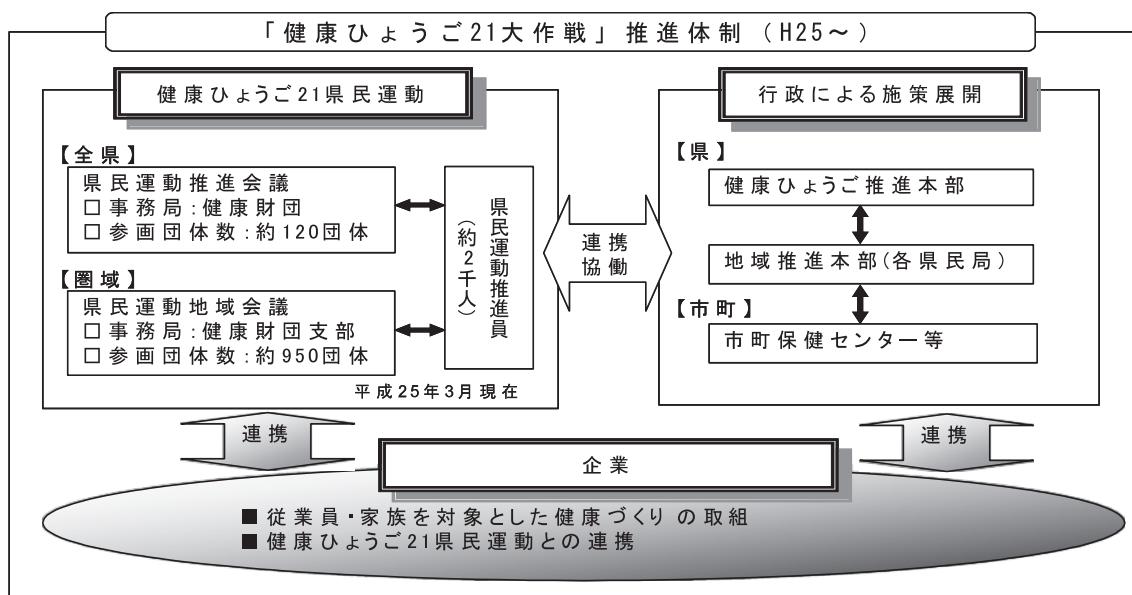
※美しい兵庫指標、※※公立学校(幼・小・中・高)における「敷地内禁煙」の目標達成状況(平成24年4月現在、体育保健課調)
※※※平成24年度健康増進課調

【主な推進施策】

① 健康ひょうご21大作戦の展開

県民一人ひとりの健康実現と活力ある健康長寿社会の実現を図るため、平成13年度から、県民主導により展開される「健康ひょうご21県民運動」と行政による施策展開（健康ひょうご21県民運動の支援、健康基盤の整備等）を両輪とする「健康ひょうご21大作戦」を進めてきました。今後は、働き盛り世代の健康づくりの取組を一層促進するため、「企業」の位置づけを明確にした三位一体の新たな体制に再編し、推進します。

取組にあたっては、県民一人ひとりの健康づくりの道しるべとして、日常生活における具体的で実行しやすい健康行動を示した「ひょうご健康づくり県民行動指標」の普及をより一層進めます。



【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ひょうご健康づくり県民行動指標に基づく健康づくりの取組 好ましい生活習慣の定着 周りの人を誘い合わせて、共に健康づくりに取り組む 等
関係団体等	<p>〈職能団体、地域団体〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康ひょうご21県民運動への参画 県民の健康づくりの支援 <p>〈兵庫県健康財団〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民運動総会・地域会議の開催 参画団体及び健康づくり関係団体との調整 県民運動を推進するための支援 健康づくり推進員（県民運動推進員）の設置及び活動支援 健康づくりのための情報収集・発信 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業員・家族の健康づくりの取組 健康ひょうご21県民運動との連携 行政施策への協力 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> 健診、健康教育、健康相談等市町保健事業の実施 関係団体との連携・協働による健康づくりの支援 健康ひょうご21県民運動との連携・協働 等
県	<ul style="list-style-type: none"> 推進基盤の整備 健康ひょうご21県民運動との連携・協働・支援 等

② 健全な食生活や適度な運動等健康づくりを実践するための環境の整備

県民一人ひとりが身近な地域で健全な食生活や適度な運動等健康づくりを実践するための環境づくりとして、運動施設等の場の整備、指導者の派遣、情報収集・発信等を行い、個人の取組を促進します。

また、近年多様化する食の問題に対応していくために、食の健康協力店の登録を促進します。

このほか、県民が望ましい食習慣や運動習慣を確立し、ライフステージやライフスタイルに応じて気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康増進プログラムの提供に努めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の健康協力店、勤労者協同健康施設の活用 ・ 健康増進プログラム、e-チェックプログラムの利用 等
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種媒体を通じた情報提供 ・ 健康づくりの実践の場の提供 ・ 指導人材の確保 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員等が利用できる健康づくりのための運動施設や食堂の整備 ・ 地域における食生活改善・食育活動を推進するための施策等への協力 ・ 各種媒体を通じた情報提供 ・ 食の健康協力店への登録 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりに取り組む施設等の整備及び活動への支援 ・ 指導人材の派遣 ・ 各種媒体を通じた情報提供 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者協同健康施設等の整備及び活動への支援 ・ 各種媒体を通じた情報提供 ・ 指導人材の派遣 ・ 健康増進プログラムの提供・支援 ・ 食の健康協力店の登録促進、普及啓発 ・ 管理栄養士・栄養士の配置に関する特定給食施設等への指導 等

③ 身近に相談できる場の設置促進

高齢者や孤立しがちな親子をはじめ県民が気軽に、健康相談ができる場として「まちの保健室」、「健康・介護まちかど相談薬局」等の設置・運営を支援するとともに、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及を進めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康や育児に関する相談 等
関係団体等	<p>〈医療機関〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医による相談への対応 <p>〈薬局（まちかど相談薬局）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康や介護に不安を持つ高齢者へのアドバイス ・ 禁煙を希望する喫煙者への支援 ・ 子育て中の親子に対する健康や育児のアドバイス <p>〈兵庫県看護協会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちの保健室の設置、運営 ・ 看護師等による健康相談・育児相談への対応 <p>〈兵庫県栄養士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養ケアステーションの設置、運営 ・ 管理栄養士等による栄養相談 等
事業者	—
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営支援、事業の協働実施 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営支援、事業の協働実施 ・ 事業推進体制の強化 等

④ 受動喫煙の防止等に関する普及啓発及び支援

たばこの煙には、分かっているだけでも 200 種類以上の有害物質が含まれており、がん、脳血管疾患、呼吸器疾患、口腔疾患等の発症に大きく関わっています。また、主流煙だけでなく副流煙にも発がん物質等が多く含まれており、周囲の人にも影響を及ぼすものです。

受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）を防ぐため、本県では「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定し、受動喫煙の健康への影響等について、各種団体とも連携しながら、多数の県民の方が集まる場を活用した普及啓発を行っています。

また、受動喫煙防止対策を推進するにあたり、対象施設に対しては、条例の内容を周知していくとともに、受動喫煙防止措置を講じる施設管理者へ適切な支援・助言を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙による健康への影響等正しい知識の習得(喫煙防止教室等への参加) 等
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街や飲食店等多数の県民が集まる場を活用した啓発活動 ・ 事業所・施設の労働安全衛生担当者への受動喫煙防止の啓発 〈愛育班〉 ・ 子どもをたばこの煙から守るために普及啓発 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく受動喫煙防止対策の実施 ・ 商店街やショッピングセンター等多数の県民が集まる場を活用した啓発活動 ・ 受動喫煙による健康への影響、受動喫煙防止対策に関する正しい知識の習得 ・ 喫煙環境下で働く労働者の健康確保 ・ 施設管理者説明会への参加 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙防止に関する普及啓発 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙防止に関する普及啓発 ・ 受動喫煙防止に関する推進体制の整備 ・ 条例内容や受動喫煙防止措置等の周知を図る施設管理者説明会の開催 ・ 受動喫煙防止措置を行う施設管理者に対する適切な支援・助言 ・ 受動喫煙防止アドバイザー研修会の開催 等

⑤ 県民の健康づくりを支援するための健康づくり関係者等の連携の強化

生活習慣病予防・歯及び口腔^{くう}・こころの健康等について、その発症予防や重症化予防などに関する正しい知識の普及啓発や、相談支援体制の強化を図るため、市町、医療保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体、兵庫産業保健推進センター、兵庫県地域産業保健センター及び保育所、幼稚園、学校等との相互連携により、広く情報を共有し、協力して県民の健康づくり支援に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持つことや専門医の必要性の理解 等
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と専門医の連携促進（精神科医、アルコール専門医療機関等） ・産業医と専門医の連携促進 ・医師と保健医療専門職との連携促進 ・健康スポーツ医、運動指導者と地域保健関係者の連携促進 ・医科歯科連携の推進 ・地域医療連携パス（脳卒中、糖尿病、がん）の推進 ・医療保険者と職能団体、行政の連携促進 ・養育支援ネットによる連携促進 ・食育関係者との連携促進 ・教育委員会、学校と地域保健関係者の連携促進 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病に関する正しい知識の普及と予防等に関する環境整備 ・産業医との連携 ・兵庫産業保健推進センター・地域産業保健センターと地域保健関係者の連携 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病に関する正しい知識の普及 ・医療、学校保健、職域保健との連携促進 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・各種関係者の連携促進のための会議の開催及び連携体制の整備 ・医療、学校保健、職域保健との連携促進 ・兵庫県音楽療法士、園芸療法士との連携によるケアの推進 等

⑥ 健康づくりを推進するために必要なデータの収集・分析の実施

県民の健康づくりの支援を的確に行うためには、健康課題を把握し、県民に周知するとともに、各主体が連携・協働して個人の健康づくりを支援する必要があります。このため、県民の意識や行動に関する調査、関係団体の取組状況の調査等を実施し、分析のうえ、速やかに情報提供を行います。

また、がんの発生実態を把握し、がん予防やがん治療の研究を一層進めるため、兵庫県がん登録事業の周知を図り、医療機関からの届出を促進します。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の協力 ・ がん登録への理解・協力 等
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の協力 ・ 調査結果を参考にした新たな取組の検討 〈医療機関〉 ・ がん情報の届出の協力 〈保険者等〉 ・ 健診データ、医療費データ、健康づくりの取組状況の調査・分析・提供 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の協力 ・ 調査結果を参考にした新たな取組の検討 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務から得られた情報の分析 ・ 調査の実施（収集、登録、分析等）、協力 ・ 調査結果を参考にした新たな対策の検討 ・ 情報提供 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域データの収集・分析 ・ 健康づくりの取組状況等の調査の実施（収集、分析等） ・ がん登録の促進 ・ 調査結果を参考にした取組の評価と新たな対策の検討 ・ 情報提供 等

⑦ 健康づくりを推進するための人材の育成

県民の健康づくりに関する普及啓発を推進するため、健康づくり推進員や認知症サポーター^{※11}、キャラバン・メイト^{※12}等見守り人材を養成するとともに、サービスの向上を図るため、医師会や歯科医師会等と連携して、専門職の研修会などを実施し、資質の向上を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進員の研修等の受講、実践 ・ 認知症サポーター養成講座の受講、活動 等
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 〈兵庫県健康財団〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進員(県民運動推進員、食の健康運動リーダー、8020運動推進員)の養成、活動支援の推進 〈兵庫県いづみ会〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ リーダーへの研修の推進、活動支援 〈兵庫県愛育連合会〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛育班員に対する研修の推進 〈兵庫産業保健推進センター〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業保健スタッフ等に対する保健指導・健康づくり研修会の開催 〈医師会、歯科医師会等〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の研修会の開催 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり担当者の設置 ・ 研修会の開催、受講 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進員の養成、活動支援 ・ 健康づくりを支援する専門職等の資質向上 ・ 研修会の開催、受講機会の確保 ・ 市町単位いづみ会への活動支援 ・ 認知症見守り人材の養成 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職を対象とした研修の実施 ・ いづみ会リーダーの養成等地域団体を対象とした研修の実施、活動支援 ・ 関係団体への活動支援の強化 ・ 認知症見守り人材の養成支援 等

⑧ 健康づくり推進期間に合わせた積極的な取組

県民の健康に関する理解と関心を深め、健康づくりに取り組む意欲を促進するため、「県民健康デー(毎年9月1日)」や「自殺予防週間(毎年9月10日～16日)」、「兵庫県健康づくり強調月間(毎年9月)」、「ひょうご食育月間(毎年10月)」などの「健康づくり推進期間」を定め、市町や関係団体等と連携して健康づくりの事業を集中的に実施します。

また、全国規模で実施される「世界禁煙デー(毎年5月31日)」、「禁煙週間(毎年5月31日～6月6日)」、「日本肝炎デー(7月28日)」、「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間(毎年10月)」、「歯と口の健康週間(毎年6月4日～10日)」、「いい歯の日(毎年11月8日)」、「自殺対策強化月間(毎年3月)」、「女性の健康週間(毎年3月1日～8日)」等においても、市町や関係団体等と連携して、趣旨に合った事業を集中的に実施します。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	・健康づくり推進期間における健康づくりへの率先参加 等
関係団体等	・健康づくり推進期間における普及啓発や健康教室等の積極的な実施 等
事業者	・健康づくり推進期間における普及啓発 等
市町	・健康づくり推進期間における普及啓発や健康教室等の積極的な実施 等
県	・健康づくり推進期間における普及啓発や健康教室等の積極的な実施 等

